「えどがわ百景ロゴマーク」の使用の流れ

①事前調査

・「えどがわ百景ロゴマークの使用に関する要綱」やえどがわ百景のポイントなどをご確認ください。

↓

②事前相談書の提出
（様式第１号）

・商品等の概要を説明する資料には、えどがわ百景との関連性についても記載してください。
〔添付書類〕商品等の概要を説明する資料
商品等の見本または写真、図案等

↓

③審査

・事務局にて、「えどがわ百景」との関連性などについて審査を行います。
・審査にあたり資料を追加で求める場合があります。
・必要に応じ、えどがわ百景幹事会への意見聴取を行います。

↓

④審査結果の連絡

・事務局より電話にて審査結果を連絡します。

↓

⑤関係者等の合意取得

・施設の管理者やイベント主催者などの関係者に対し商品等の説明を行い、使用の合意を得てください。
・合意を得たことを証明する書類をご用意ください。
※書式は任意です。

↓

⑥申請書の提出
（様式第２号）

〔添付書類〕商品等の概要を説明する資料
商品等の見本または写真、図案等
関係者等の合意取得を証明するもの

↓

⑦通知書の発行
（様式第３・４号）
データの提供

・承認された場合は、データの受領方法についてご相談ください。また、承認の期間および条件について通知書の内容をご確認ください